

平成30年3月17日(土)

司法書士による 「『その請求に困ったら』無料相談会」を開催します

長野県司法書士会
会長 室賀真喜男

長野県司法書士会は、平成30年3月17日(土)の午前10時から午後4時まで、訴訟上あるいは訴訟外を問わず、金銭の支払い請求を受け、その対応に困っている方を対象とした「司法書士による『その請求に困ったら』無料相談会」を下記の要領で実施します。なお、本相談会は、3回目の開催となります。

◆日時：平成30年3月17日(土) 午前10時～午後4時

◆相談方法：下記会場における面談相談又は電話相談

1 面談相談(要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館2階(長野市妻科399番地)

【予約電話】026-232-7492

【予約可能時間】(月)～(金)午前9時～午後5時

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2 電話相談

【電話番号】0120-448-788(フリーダイヤル)

◆相談料：面談及び電話相談ともに無料です

◆相談例：昔の借金の請求が来ている。払わなければいけないだろうか？

認知症の父に借金の請求が来ている。

完済したはずの借金について、回収委託を受けた弁護士から請求を受けている。

リフォーム工事を依頼したが、契約代金を超える額の請求を受けている。

夫の借金について自分にも支払う義務があるか。

◆問合せ先：長野県司法書士会(TEL:026-232-7492(月)～(金)午前9時～午後5時)

平成28年度の司法統計では、簡易裁判所における通常訴訟既済事件の金銭を目的とする事件総数32万130件のうち、被告側の代理人就任件数は4万1,108件にとどまっています。

一般の方々からすれば、金銭について内容証明等による請求や支払督促、訴状などを受けとった場合、「借りているのだから仕方がない」「時間がないから」「裁判所が遠い」などの理由から対応を放置してしまい、裁判手続きの場合、判決により強制執行を受けることもあり、給与などの差し押さえを受けた段階で慌てる方も少なくありません。これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判対応をすることによって強制執行などの事態を回避できる可能性があるものなども含まれると考えられます。請求する側は、専門家に相談し、十分な準備をする時間がある一方で、被告側は、突然の請求に戸惑い、経済的・地理的・対応する時間など様々な困難を抱えながら受け身の形での対応を強いられることが予想されます。

そこで、今般、何らかの金銭請求を受けてお困りの方々のご相談にお応えすべく、標記の相談会を開催することといたしました。

多種多様な金銭請求に苦慮し、深刻なトラブルを抱えているの方々に対し、法的支援の機会が提供されますよう、標記相談会の開催につきまして広く市民に周知していただきますよう、お願い申し上げます。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。